

シンガポール法人の 実務年間スケジュール

AGS Consulting Singapore Pte. Ltd.
南野 弘行

■ 概要

2023年も始まり、旧正月明けで忙しくされている方も多いかと思います。そんな中、うっかり必要な手続きが漏れていたということがないように、今回は2023年中の主要な実務手続きの期限を確認していきたいと思います。なお、実際に必要となる手続きと期限の詳細は各会社の状況等で変わってくるため、業務の依頼をしている専門家等に再確認するようお願い致します。

毎月のチェック項目

年間のスケジュールの前に、まずは毎月行うべき主要な実務手続きを確認していきましょう。

☐ CPFの申告:

給与発生月の翌月14日までにCPF Boardに申告し、その後納付。SDL(Skill Development Levy)、FWL(Foreign Worker Levy)も同時に申告し、その後納付。

☐ 源泉所得税の申告:

シンガポール非居住者に対して利息、ロイヤリティなどの支払いがある場合、原則、支払日等の翌々月の15日までにIRASに申告。

四半期ごとのチェック項目

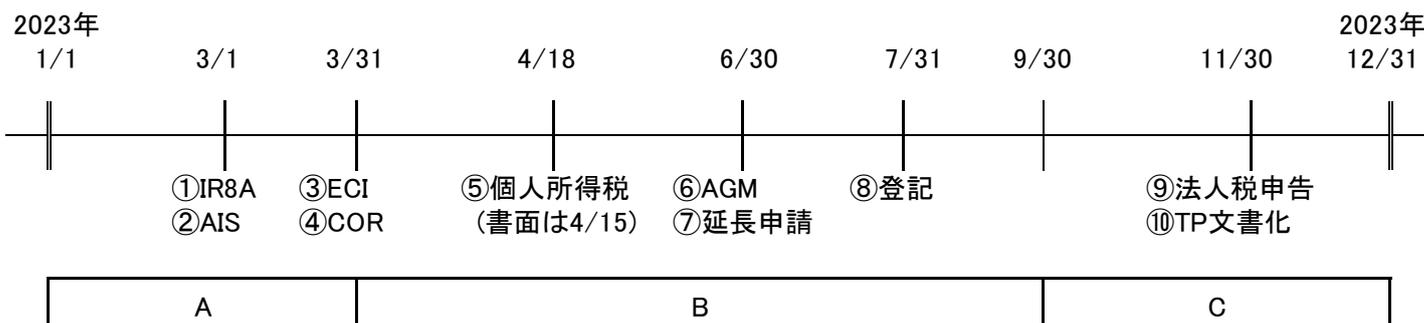
☐ GSTの申告:

GST登録法人は原則四半期ごとに、課税対象期間の翌月末日までにIRASに申告。2023年1月1日から税率が変更しておりますので特に注意が必要。

12月決算法人のスケジュール

12月決算法人のスケジュールを対応させると下図のようになります。

<12月決算法人>



A: 1月から3月までのスケジュール

① IR8Aの従業員への報告:

IR8Aという対象年度(今回は2022年度)の給与情報等が記載されたForm(日本でいう源泉徴収票のようなもの)を、雇用主が翌年3月1日(2022年度分は2023年3月1日)までに従業員に配布。

② AISによるオンライン手続き:

従業員5名以上の会社は、AIS (Auto-Inclusion Scheme)というオンラインシステムで従業員の昨年度の所得情報を翌年3月1日までにIRASIに申告。なお、AISによる手続きを行った場合は上記①のIR8Aの報告は不要。

③ 法人税見込申告(ECI)の申告:

法人税の見込課税所得(ECI:Estimated Chargeable Income)を事業年度終了日後3ヶ月以内にIRASIに申告。年間収益がS\$5M以下で、かつ、見込所得がない場合はECIの手続きは免除。

④ CORの提出(租税条約による源泉所得税の減免を受けている場合):

非居住者への利息、ロイヤリティなどに係る源泉税を支払う際、租税条約による源泉税の減免を受けている場合は、相手国の居住者証明(COR:Certificate of Residence)を取得し、原則、翌年3月31日までにIRASIに提出。例えば、日本親会社への借入利息の支払いについて、日本親会社の居住者証明を提出するケースなどが該当。

B: 4月から9月までのスケジュール

⑤ 個人所得税の申告:

前年度の課税所得を翌年4月18日(書面申告は4/15)までにIRASIに申告。納税は、申告後にIRASより送付される納税通知書により納付。

⑥ 定時株主総会(AGM)の開催:

事業年度終了日から原則6ヶ月以内に定時株主総会(AGM:Annual General Meeting)を開催。

⑦ 株主総会開催の延長申請:

監査が終了しないなどの理由で定時株主総会が6ヶ月以内に開催できない場合は、60日間の延長申請が可能。⑥のAGMの開催期限と同じ、事業年度終了日から6ヶ月以内に申請が必要。

⑧ 年次報告書のACRAへの登記:

定時株主総会(AGM)で承認された年次報告書を事業年度終了日から7ヶ月以内に登記。通常は、会社秘書役が登記を行う。

C: 10月から12月までのスケジュール**⑨ 法人税申告:**

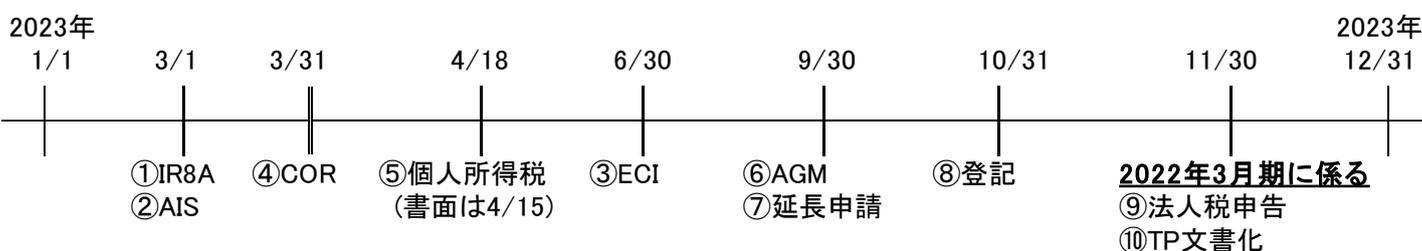
事業年度終了日の属する年の翌年11月30日までにオンラインでIRASに申告。

⑩ 移転価格税制 (TP) の文書化

移転価格税制 (TP: Transfer Pricing) における文書化の対象となる取引がある場合は、上記⑨の賦課年度の申告期限までに必要な文書を作成し、IRASからの提出要請があった日から30日以内に提出。

3月決算法人のスケジュール

3月決算法人のスケジュールを対応させると下図のようになります。

<3月決算法人>**その他の手続き****□ ビザの更新:**

失効日の6ヶ月前から更新の手続きが可能のため、失効間際に慌てないように早めの更新手続きが望ましい。

□ IR21 帰任・退職に伴う個人所得稅の申告納税完了手続き:

EP保持者が帰任・退職等をする場合、原則、勤務終了日の1ヶ月前までにIR21という個人所得稅の申告納税手続きが必要。ただし、突然の帰任命令などで、1ヶ月前までに申告が間に合わない場合でも、退職前に申告が可能。申告自体を失念しないことと、申告後にIRASからの納税通知を確認し、納税遅延のまま出国することのないように注意。

□ 株式譲渡に係る印紙稅の申告納付:

株式譲渡による株主変更があった場合には、株式譲渡契約書への印紙稅の申告納付が必要。株式譲渡契約書へのサイン前の納付が原則だが、a) シンガポール国内でサインした場合はサイン後14日以内、b) シンガポール国外でサインした場合は、サイン後の契約書をシンガポールにて受領した時より30日以内に納付すれば、遅延による罰金はなし。稅額は譲渡價格 or 純資産相当額のいずれか高い金額に対して0.2%が課稅。

その他、ビジネス上必要なライセンスを取得をしている場合は、各ライセンスの期限を確認しておき更新手続きを失念しないようにする。

■ 最後に

以上、主要な年間スケジュールをまとめましたが、決算期や会社の状況で必要な手続きや期限も異なるため、自社のタイムスケジュールを作り、早め早めに対応をしていくことが大切です。本稿が年初、早い段階でのスケジュール管理の一助になれば幸いです。

※文章中の作図等は、全てAGS Consulting Groupにて作成されたものとなります。

AGS Consulting Singapore Pte. Ltd.

南野 弘行

2002年AGSグループに入社。日系企業の税務コンサルティング業務等を経て、移転価格税制を含む国際税務やアウトバウンドの国際案件を中心に個人から法人まで幅広い業務に従事。現在AGSシンガポールにて日系企業の海外進出を総合的にサポートしている。